

諮問庁：大学共同利用機関法人人間文化研究機構

諮問日：令和7年8月18日（令和7年（独情）諮問第82号）

答申日：令和8年3月4日（令和7年度（独情）答申第114号）

事件名：特定職員の人事記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「人事記録（甲及び乙）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年2月19日付け人文機総第87号により大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書については、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

当該処分は例えば以下の点において違法又は不当である。

- ・不開示とされた情報の全部が不開示とされるべき情報であることはあり得ない。
- ・開示実施手数料が過大である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件開示請求は、機構の特定大学共同利用機関の特定職員に係る人事記録の開示を求めたものである。

開示請求を受け、対象となる法人文書「人事記録（甲及び乙）」（人事管理システム内に保存された電磁的記録）（本件対象文書）を特定し、不開示情報該当性の審査を行った。

その結果、法5条1号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する部分は開示し、その他の情報については法5条1号本文前段に該当するため不開示とする決定を行ったところ、審査請求人は一部を不開示とした点及び開示実

施手数料が過大である点を不服として、令和7年5月24日付け（同年5月27日受付）で原処分を取り消すことを求める審査請求が行われた。

## 2 開示請求者の主張に対する見解

機構が行った原処分（法5条1号ただし書きに該当する部分は開示し、その他の情報については法5条1号本文前段に該当するため不開示）については、維持することが適当であると考えます。

なお、法人文書開示決定通知書に記載した「法人文書の種類・数量等」「開示の実施の方法」「開示請求手数料の額」「法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額」の記載については、誤記載があったため、下記4に掲げる内容のとおり訂正した。

## 3 理由

本件対象文書は、特定職員の氏名、本籍、性別、生年月日、学歴、採用からの勤務経歴、給与、発令日及び発令者に関する記録等、人事管理のための当該職員に関する極めて詳細な情報が記載されており、これらは、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当している。

なお、特定大学共同利用機関では、慣行として同機関に所属する研究教育職員に係る情報をウェブサイトにおいて公開しており、当該特定職員についても、学歴の一部、職歴及び学位の取得状況、主要業績等を公にしている。また、当該特定職員については、特定年に褒章を授かっており、その内容は官報において告示されている。この特定大学共同利用機関のウェブサイトで公開されている情報及び官報告示されている情報については、法5条1号ただし書きに該当するが、その他の人事記録に記載されている情報は法5条1号ただし書き〜ハに該当するとは認められない。

令和7年5月24日付け審査請求において、「不開示とされた情報の全部が不開示とされるべき情報ではない」との申立てを受け、改めて機構内で対象文書の不開示情報該当性について確認を行ったが、上述の理由のとおり、法5条1号本文前段に該当する部分を不開示とした決定は妥当であると考えます。

なお、審査請求において、「開示実施手数料が過大である」との申立てを受け、開示実施手数料を規定している人間文化研究機構情報公開規程に照らし、開示決定通知書中の「開示の実施の方法等」を改めて確認を行ったところ、誤記載が認められたため、下記4に掲げる内容のとおり訂正し、令和7年6月3日付け開示請求者宛通知した。

上記のとおり、開示決定通知書中の「開示の実施の方法等」に誤記載があったものの、法5条1号本文前段に該当する部分を不開示とした決定自体は妥当であると考えているため、本判断について諮問させていただきたい。

#### 4 開示決定通知書 訂正箇所

##### 「3 開示の実施の方法等

##### （1）開示の実施の方法等」

1 箇所	2 誤	3 正
「法人文書の種類・数量等」欄	紙・4頁	電磁的記録・2ファイル（計4頁）
「開示の実施の方法」欄	①閲覧 ②複写したものの交付 ③当該文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	①用紙に出力したものの閲覧 ②用紙に出力したものの交付 ③CD-Rに複写したものの交付
「開示請求手数料の額」欄	③30円	③220円
「法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額」欄	①100円 ②210円 ③330円	①200円 ②40円 ③520円

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年8月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月10日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和8年1月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は不開示とされた情報の全部が不開示とされるべき情報であることはあり得ないとして原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書の不開示部分が法5条1号に該当するとして不開示とした理由について、上記第3の3のとおり説明する。

(2) 以下、検討する。

ア 本件対象文書を見分すると、人事記録（甲及び乙）における様式部分及び氏名欄並びに特定大学共同利用機関のウェブサイトで公開されているとする情報及び官報告示されているとする情報を除く部分が不開示とされていることが認められる。

イ 特定職員の人事記録である本件対象文書は、当該職員の氏名の記載とあいまって、その全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ウ また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、不開示とした部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないとのことであり、法5条1号ただし書イに該当するとすべき事情は認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、法6条2項による部分開示の検討を行うと、本件対象文書は原処分において特定職員の氏名が開示されていることから、同項に基づく部分開示の余地はない。

エ したがって、当該各部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲